

令和2年度対象
清水町教育委員会事務等
点検・評価報告書

令和3年11月

清水町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	4
4	点検・評価の経過	4
5	清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和2年度実績用）	5
	清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価	
大項目 1	教育委員会の活動	5
大項目 2	教育委員会が管理・執行する事務	7
大項目 3	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	8

1 はじめに

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和2年度の教育行政の主要な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する者の意見を活用して自ら点検及び評価を行い、作成・公表するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検及び評価は、教育委員会の主要な施策・事業を対象として実施するものとし、以下の大項目ごとに点検及び評価を実施しました。

(1) 教育委員会の活動

清水町教育委員会では、教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決策の重要案件等を審議決定するため、原則として毎月1回の定例会を開催し、必要に応じて緊急案件を審議する臨時会を開催していることから、教育委員会会議の運営状況、公開状況、保護者や地域住民への情報発信の状況等を点検及び評価の対象とし、教育委員会組織が自ら行う行為又は活動を中心に、6つの中項目に分け、点検事項として各々に小項目を設けました。

(2) 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項及び清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定（※次ページ参照）により教育長に委任せず、教育委員会が合議によって定め実施する事項について、教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、16項目を対象としました。

なお、この項目については達成状況を測るものではなく、その事務を執行する必要が生じた際に、速やかに実施すべき性質のものであることから、評価は行わず実施内容のみを点検することとしました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年 6 月 30 日 法律第 162 号）

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○清水町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（抄）

（平成30年 清水町教育委員会規則第 5 号）

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の運営並びに管理の一般方針を定めること。
- (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること。
- (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地並びに建物の設定及び変更計画に関すること。
- (8) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の組織する職員団体及び労働組合に関すること。
- (9) 請願、訴訟及び不服申立てに関すること。
- (10) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する一般方針を定めること。
- (11) 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第 9 条に規定する以外の教科用図書の採択及び教科用図書以外の教材の使用に関すること。
- (12) 教育職員の研修計画の大綱を定めること。
- (13) 社会教育計画の一般方針を定めること。
- (14) 教育委員会の所管に属する各機関の委員の任免及び委解嘱に関すること。
- (15) 教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生的一般方針を定めること。
- (16) 通学区域を定め、又は変更すること。

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定される教育委員会の職務から、前記(1)及び(2)に掲げたものを除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務として扱い、第4次清水町総合計画の施策名ごとに指標を設けました。

また、中項目は第4次清水町総合計画の施策の方向、小項目は中項目に係る取組みの内容とし、小項目に対する点検及び評価を実施しました。

ただし、スポーツに関する事務については、清水町地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定により、令和2年度7月から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和31年6月30日 法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- ハ 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- ハ 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

3 点検・評価の方法

○大項目1及び3の評価の方法は、「達成度」とし、5段階で表しています。
また、点検・評価の内容を3つの視点（①実施内容②評価③改善内容）から表すこととしました。

【評価の段階】

- 5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。
- 4・・・計画をやや上回る成果を出した。
- 3・・・計画どおり業務を遂行した。
- 2・・・計画にやや到達しなかった。
- 1・・・計画を大きく下回る成果であった。

○大項目3では、第4次清水町総合計画の後期基本計画で設定した指標を基に、目標値に対する評価年度の進捗状況を表しました。

【進捗状況】

- A・・・予定をはるかに上回る
- B・・・概ね予定どおり
- C・・・予定より遅れている

4 点検・評価の経過

点検及び評価の実施にあたっては、令和2年度の事業について、その進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性について、内部評価を行うと同時に、学識経験者の知見活用として、「清水町教育委員会事務等点検・評価委員」からご意見・ご助言をいただくこととしました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項で「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されていることから、その客観性を確保することを目的として設置したものです。

また、同委員の人選にあたっては、大局的見地から助言をいただける方及び学校教育・社会教育に精通した方として、学識経験を有する方に就任を依頼しました。

清水町教育委員会事務等点検・評価委員（敬称略）

氏名	所属等
久 我 直 人 教 授	国立大学法人 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

年月日	会議等	内容
令和3年7月21日(水)	教育委員会委員会議	説明
令和3年7月29日(木)	点検・評価委員	ヒアリング
令和3年8月25日(水)	教育委員会委員会議	審議
令和3年9月22日(水)	教育委員会委員会議	承認

5 清水町教育委員会の自己点検・評価シート（令和2年度実績用）及び 清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの意見・評価

自己点検・評価の考え方

達成度	今後の方向性	点検・評価
5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。	拡大	○…実施内容
4・・・計画をやや上回る成果を出した。	継続	➡…評価
3・・・計画どおり業務を遂行した。	見直し	●…改善内容
2・・・計画にやや到達しなかった。		
1・・・計画を大きく下回る成果であった。		

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(1)教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	3 (3)	継続 (継続)	○ 定例会を月1回（年間12回）開催するとともに、県費教職員人事異動内申案や中学校教科用図書の採択について、臨時会を2回開催した。 ➡ それぞれの会議において活発な議論が行われた。 ● 定例会・臨時会ともに合理的な会議運営を図る。	定例会に加え、必要に応じて臨時会が、適切に開催されている。
	②教育委員会会議の運営上の工夫	3 (3)	継続 (継続)	○ 議案や前回の会議録の案を事前に各委員に配布した。 ➡ 効率的な議事進行を図るよう努めた。 ● 今後も資料を事前配布するとともに、資料に目を通す時間を確保する。	事前に議案や前回会議録の原案を各委員に配布等、効率的、効果的な運営がなされている。
(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の公開の状況	3 (3)	継続 (継続)	○ 定例教育委員会は開催日等を町の掲示板及び、ホームページに掲載し、公開の形で行っている。 ➡ 町民の傍聴機会を設けた。 ● 傍聴がある会議において、個人情報の扱いについて、検討する。	定例教育委員会が公開されていることと、ホームページで開催日時等が公表されていることが評価される。
	②議事録の公開、広報・広聴活動の状況	3 (3)	継続 (継続)	○ 会議録については、情報公開請求に基づき対応している。 ➡ 今後、公表の形を検討しなければならない。 ● ホームページなどへの公表と個人情報の扱いを検討する。	会議録について、改善内容にもあるとおり個人情報等の扱いに配慮しながら、ホームページ等での公表を検討されたい。

中項目	小項目	判定		点検・評価	意見等
		達成度	今後の方向性		
(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	3 (3)	継続 (継続)	○ 事務局が、議案書等の資料を各委員に事前配布するとともに、必要に応じ説明を行う。 ➡ 教育委員と事務局が、連絡調整を行うことができた。 ● 必要に応じて、会議前の事前説明や意見聴取を行う。	必要に応じて、事務局から各位委員へ議案書等を配布に加え、説明を行っているなど、適切に連携されている。
(4)教育委員会と町長の連携	①総合教育会議への出席	3 (3)	継続 (継続)	○ 6月、12月と1月に年3回会議を行った。 ➡ 町長と教育委員が積極的な意見交換を行った。 ● 今後も町長と教育委員が積極的な意見交換を行う場を設ける。	町長と定期的に場を設定した意見交換がなされている。 第2期清水町教育大綱策定の議事についてホームページ等での公表を検討されたい。
(5)教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	4 (3)	継続 (継続)	○ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた研修会への参加が中止となった。 ➡ 社会状況に応じた適切な対応である。 ● 社会状況により、研修会へ積極的に参加する。	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた研修会への参加を中止されたが、最新の情報の収集等が成されることが求められる。
(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校等の訪問	3 (3)	継続 (継続)	○ 学校訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響で最小限とし、3小学校へのみ出向き、校長から経営方針の説明や授業参観を行い情報交換や現場の状況把握を行った。 ➡ 学校の教育方針や教育現場を確認することができた。 ● 今後も新型コロナウイルス感染症の状況を配慮し、学校訪問を積極的に行う。	3小学校を訪問し、現場の実態把握や校長との情報交換がなされている。 国、県の動きを踏まえた対応や支援が今後も求められる（新型コロナウイルス感染症等への対応）
	②所管施設の訪問	3 (3)	継続 (継続)	○ 定例教育委員会を新設された複合施設（図書館・保健センター）で開催した。 ➡ 複合施設の図書館訪問により、図書事業の説明及び施設の確認ができた。 ● 今後も継続的に所管施設の訪問を行う。	新築された所管施設での定例教育委員会の開催等、所管施設の実態把握を含めた工夫がなされている。今後も計画的な施設の訪問が求められる。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	点 検
(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること。	○第2期清水町教育大綱を策定した。 ○清水町学校施設長寿命化計画を策定した。 ○清水町子育て支援施設個別施設計画を策定した。
(2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。	○規則改正 6件 規則制定 1件 廃止 1件 ○要綱改正 7件 要綱制定 2件 廃止 1件 ○規程改正 1件
(3)教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。	○予算関係…8件 ○決算関係 1件 ○条例関係 2件(育英基金・体育施設)
(4)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。	○令和2年度は、該当なし。
(5)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	○3月定例会において、清水町教育委員会事務局職員の令和3年4月1日付け人事異動案を提出し、承認された。
(6)県費負担に係る校長及び教職員の任免その他の人事の内申に関すること。	○令和2年度末の人事異動に際し、静東教育事務所に職員の内申を行った結果、教育委員会の意向に沿った異動がなされた。
(7)教育職員の研修計画の大綱を定めること。	○令和2年度は、該当なし。
(8)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。	○平成元年度の教育の主な施策や事務事業の取組状況について、教育に関し学識経験を有する外部有識者の意見を活用して点検評価を行い公表した。
(9)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること。	○清水町青少年健全育成委員の委嘱について ○清水町社会教育委員の委嘱について ○学校医及び学校薬剤師の委嘱について
(10)教科用図書の採択の決定に関すること。	○令和2年度は、中学校の全教科用図書の採択を決定した。
(11)通学区域を設定し、又は変更すること。	○令和2年度は、該当なし。
(12)文化財を指定し、又は指定を解除すること。	○令和2年度は、該当なし。
(13)請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。	○令和2年度は、該当なし。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

《犯罪のない明るいまち》

指標名	(H27) 現状値	(R2) 目標値	(R2) 実績値	進捗状況
健全育成事業へ参加人数(人)	1,558	1,600	104	C
青少年の犯罪発生件数(件)	20	減少	-	-
青少年野外活動参加者数(人)	972	930	-	-

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

自己点検・評価の考え方

達成度

- 5・・・計画を大幅に上回る成果を出した。
- 4・・・計画をやや上回る成果を出した。
- 3・・・計画どおり業務を遂行した。
- 2・・・計画にやや到達しなかった。
- 1・・・計画を大きく下回る成果であった

点検・評価

- ・・・実施内容
- ・・・評価
- ・・・改善内容

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(1)犯罪のない明るいまち	①青少年の健全育成	1 (2)	○ 青少年問題協議会、青少年健全育成会議を開催した。 ○ 夏季(7月)・冬季(12月)の年2回の一斉補導を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、祭典補導活動、地域ふれあい講座、わたしの主張発表大会、あいさつ運動、夏休みこども体験教室、リーダースクラブ指導者養成講座、ボランティア活動などを中止した。 ○ 補助金適正化方針に基づき、青少年野外活動推進事業費補助金の運用を見直し令和2年度から廃止とした。 ■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多種多様な取組を行うことが困難な状況であった。 放課後チャレンジキッズ教室は、NPO法人文化協会に業務委託をしているが、会員の高齢化により例年どおりの実施が困難であることから、次年度以降の実施方法について思案していく必要がある。 ● 青少年問題協議会、青少年健全育成会において、課題の共有を図り、活動方針を明確化する。 青少年健全育成活動は、実施内容や回数を検討し、青少年を取り巻く環境等に対応した取組を行うために、学校・機関等との更なる連携・情報共有を図る。 放課後チャレンジキッズ教室を委託ではなく町が直営で実施する場合は、職員の負担が増大するとともに、地域との協働が図れなくなる。民間企業やサークル、スポーツ団体や元教員等との協働実施が可能であるか調査する。 地域学校協働本部は、コーディネーターが不在の地域もある。地域人材の確保や育成を図る。	コロナ禍において健全育成事業へ参加人数が減少したが、従前の取り組みが再構成されて継続されることが期待される。 その際、これまでの問題協議会、健全育成会議の開催、補導活動、地域ふれあい講座、わたしの主張発表大会、あいさつ運動、夏休みこども体験教室、リーダースクラブ指導者養成講座、ボランティア活動など多種多様な取り組みについて、それぞれの取り組みを束ねる活動方針や各発達段階に応じた活動設計の全体像を可視化し、さらにストーリー性のある構造的な取り組みとすることが求められる。 また、社会の構造的な変容があり(昭和が3世代型、平成が核家族型、令和が共働き型)、多くの大人のまなざしの中で、子どもたちを育てる仕組みづくりも求められている。その中で、多くの子どもたちへの機能的、効率的な教育支援を可能にするために、社会教育と学校教育の融合的な取り組みも求められている(例えば、コミュニティスクールや地域学校協働本部活動を通じた学校教育支援ボランティアの活用等。特に新型コロナウイルス感染症対策のために、給食の配膳支援等、身近で必要などころから実施することで有効に機能すると推察する)。 今後、継続可能な構造的な仕組みづくりが求められる。

※()及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

《子育てしやすいまち》

指標名	(H27) 現状値	(R2) 目標値	(R2) 実績値	進捗状況
3～5歳人口に対する保育所・幼稚園定員の充足率（％）	127.7	維持	125.2	B
子育て支援に対する満足度（％）	58.4	増加	未調査	B

進捗状況：A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(1) 子育てしやすいまち	① 地域における子育てへの支援	3 (3)	○ 子育て総合支援センターにおいて、親子の孤立化を防ぎ、不安感を緩和しながら子育てができるよう、親子が交流できる場の提供やファミリーサポートセンター事業を実施した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用時間や人数制限を行い拡大防止に努め、3密を避けるため交流事業や子育て講座、一時預かりを休止し、子育て相談を縮小した。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、子育ての支援を推進する。 ○ 町内保育所の子育て支援センターでは、各施設の特色を活かした交流事業や育児相談、子育てサークル等を実施した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用時間や人数制限を行い拡大防止に努めた。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、子育ての支援を推進する。 ○ 子育て支援アドバイザーが地域交流センター等に出向き、子育て相談や子育て世代同士の交流を図った。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数や人数制限を行い拡大防止に努めた。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、子育ての支援を推進する。 ○ 子ども・子育てコンシェルジュによる、教育・保育施設や子育て支援事業等の利用について、子育て世帯に対する案内や相談を実施した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数等が減少した。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、子育て世帯の不安解消等に努める。 ○ 町内幼稚園及び保育所の行事や施設情報、子育て総合支援センターの利用情報、子育て支援事業等をフェイスブックによる情報発信やガイドブックの配布により、子育て世帯に向けて情報提供サービスを実施した。 ➡ 子育て世帯で情報提供サービスが周知されておらず、利用者の慢性化が懸念される。 ● ガイドブックの配布箇所の増加や情報提供サービスのアピールを行い、周知徹底に努める。	コロナ禍において、多くのサポート事業等が中止となったが、コロナ終息後に、子育て総合支援センターにおいて、これまでの交流事業、子育て講座、子育て相談、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業等を通して、きめ細かな支援が再開されることが期待される。 今後さらに、アクティブシニア等、人材確保の仕組みづくりが求められる。
	② 子育て支援の拡充強化	4 (4)	○ こども医療費助成事業において、保護者の経済的負担軽減と疾病の早期発見・早期治療による重篤化を防止するため、高校生年齢相当までの完全無料化を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 ● 子育て世帯の負担軽減を推進する。 ○ 令和2年4月1日から開始した病児保育施設利用料助成事業において、病気等により集団保育及び集団生活が困難な期間にある児童を保育するために利用した病児保育施設利用料の助成を実施した。 ➡ 子育て世帯の負担軽減に寄与した。 子育て世帯の負担軽減を推進する。	こども医療費助成事業、病児保育施設利用料助成事業を通して、子育て世帯の負担軽減が成されており、評価される。 また、幼児教育・保育の無償化とともに新制度へ対応していない預かり保育等に対しても給付事業を実施し、子育て家庭への経済的支援の充実が評価される。

	③子どもに係る連携強化	3 (3)	○ 保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援員が町内幼稚園に出向き、保護者を対象に家庭教育講座を行った。 また、町内各小中学校からの家庭教育支援員の派遣要請に応じ、家庭教育学級の計画・立案等の支援を行った。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座や講演等の取組を実施することが困難な状況であった。 また、家庭教育支援員の人材確保に苦慮している。 ● 保護者同士がコミュニケーションを図る機会を創出することにより、保護者同士がつながりを持ち、孤立化や子育てへの不安を軽減する。	社会の構造的な変容があり（昭和が3世代型、平成が核家族型、令和が共働き型）、子どもにとって「愛着形成」の脆弱化が懸念されている。そのことを踏まえ、各小中学校における家庭教育学級講座等の支援の枠組みが評価される。 また、家庭教育学級での保護者の困り感を可視化する「つながるシート」は、悩みや不安の軽減に効果が期待され、評価される。
--	-------------	----------	---	--

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(1) 子育てしやすいまち	④良質な教育保育の提供	3 (3)	○ 幼稚園は、少子高齢化や幼児教育無償化により、年々入園率に減少が見られるが、老朽化した施設の改修や地域に開かれた特色ある幼稚園教育の充実に努めた。また、保育所においては、一人ひとりを大切に、地域に根ざした運営を行うとともに、民間保育園の運営に対し、各種補助事業を実施し、良質な保育の推進に努めた。 更に、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、幼稚園、保育所（民間含む）に空気除菌消臭装置を多数設置し、集団感染防止に努めた。また、保育人材バンク事業を開始した。 ➡ 保育士・幼稚園教諭の人材確保に苦慮している。 ● 人材の確保策を多面的に研究する。	民間保育園への支援を通して、良質な保育の推進が成されたことが評価される。 今後、保育士・幼稚園教諭の人材確保を進め、教育・保育の良質化がさらに進められることが求められる。地域ボランティアの積極的な導入を通して、保育士・幼稚園教諭の保育・教育支援の充実も今後求められる。
	⑤すべての子どもの成長を支える環境整備	3 (4)	○ 各小学校放課後児童教室において、新型コロナウイルスによる事業縮小はあったものの、土曜日及び長期休暇中の開所時刻を30分早め、保護者が就労等により家庭で保育ができない児童の居場所を確保した。 ➡ 毎年ニーズの増加により、待機児童が発生している状況である。 ● 保護者の就労等、多様なニーズに対応した放課後児童教室対策に努める。	土曜日及び長期休暇中の開所時刻を30分早める等、保護者支援がなされており、評価される。 今後も家庭の構造的な変化により増加傾向が捉えられ、根本的な対応も求められる。
	⑥ワークライフバランスの推進	3 (3)	○ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策など社会状況の変化に対応しつつ子育て支援施策を展開した。 ➡ 年度初めは待機児童0を達成したが、女性の就労希望の増加や保育士不足により、保育ニーズが増加し、待機児童が発生した。 ● 働きながら安心して子育てできるよう仕事と生活の調和を図るため、職員の待遇改善など人材面での保育体制の確保に努める。	第2期清水町子ども・子育て支援事業計画を策定され、子育て支援が充実することが期待される。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえながら子育て支援が成されている点が評価される。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価

《充実した学校教育を受けられるまち》

指標名	(H27) 現状値	(R2) 目標値	(R2) 実績値	進捗状況
学校に行くのは楽しいと思う 児童・生徒の割合 (%)	86.1	100	-	B

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(2) 充実した学校教育を受けられるまち	① 学校施設の管理運営	3 (3)	○ 小中学校の施設の損傷及び機能低下を回復するため、補修・改修を行った。また、校舎等の老朽化が著しいため、長寿命化計画を策定した。 ➡ 児童生徒が生活する環境の改善が図られた。 ● 各学校からの要望を取りまとめ、優先順位を定め予算の範囲内で効率的な対応を図り、今後は長寿命化計画に沿って順次大規模な改修を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、A I サーマルカメラ、使い捨てマスクや手洗い石鹸、ビニール手袋、消毒液や非接触型体温計等を整備した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症への対策を図った。 ● 引き続き感染対策を行うとともに学校現場が必要とする消耗品及び備品等の整備に務める。	各学校からの要望を丁寧にまとめ、緊急度の高いものから順次対応するように計画・実施されていることが評価される。 新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、A I サーマルカメラ等、緊急度、重要度に応じた対応が成されたことが評価される。
	② 教育環境の充実	3 (3)	○ 標準冊数に達していない学校が、新刊本及び良書等の購入を行った。 ➡ 学校図書の充実が図られた。 ● 令和元年度末52,459冊が令和2年度末51,266冊となったが、課題である本の棚卸しや破棄のルールの一統化について、引き続き検討が必要である。 ○ 児童生徒及び保護者を福祉の視点から支援をする、スクールソーシャルワーカーや言語面での支援を行うため、外国籍児童生徒学校生活等支援員を派遣した。 - また、きめ細やかな指導の充実を図ることを目的とし、各小学校の1・2年生に対し学校生活支援補助員や支援の必要な児童に適切な指導等を行うため、特別支援教育補助員、特別支援学級支援員、生活指導員を配置した。 - 加えて、教員の担うべき業務に専念できる環境づくり一環として、校務支援員の配置と校務支援システムを構築し運用を行った。 ➡ 人的支援は、手厚い対応や専門職の活用が充実されたが人員管理事務が増大した。また、校務支援システムの運用により事務効率が図られた。 ● 人員管理の増大に伴い管理方法について検討が必要である。校務支援システムの運用について、運用面で課題の整理と改善が必要である。	子どもへの教育の充実と教員の働き方改革等を踏まえた教育環境の整備と充実が求められるなか、スクールソーシャルワーカー、外国語支援員等の教育支援員が多く導入されていることは、評価される。 また、校務支援システムの試験運用等、学校事務の軽減化への取り組みが評価される。

	③ 特色ある学校教育の充実	3 (4)	○ J E Tプログラムを活用し、各小中学校へ1人ずつA L Tを配置する予定であったが、中学校において、年度途中で交代するA L Tが新型コロナウイルス感染症の影響を受け入国が不可となったため、急遽、民間事業者のA L Tを配置した。 また、平成29年度から実用英語技能検定（英検）4級以上を受験した小学生に対し検定料の補助を行った。 ➡ 児童生徒にネイティブな英語を聞く機会が増え外国語教育の充実や異文化交流が図れた。また、検定料の補助を行うことで、学習意欲の向上が図られた。 ● 新型コロナウイルス感染症による入国規制等に注視するとともに、民間事業者への請負も視野に入れ事業実施する必要がある。また、検定料の助成について、受験率を向上させるため、ホームページなどを活用し広く周知することが必要である。 ○ G I G Aスクール構想に基づき、小中学校に一人1台端末及び校内L A Nを整備し、併せてI C T支援員を配置した。 ➡ 児童生徒のI C T教育の環境整備が図られた。 ● 利用に伴う端末の故障やネットワークに通信障害等が発生しないよう維持に努める。	町内各校へA L Tを配置し、実用技能英語検定の全額助成を進める等、今後のグローバル社会を生き抜くための英語スキルの向上のための具体的方策がとられている等、高く評価される。 また、G I G Aスクール構想に基づき、小中学校に一人1台端末及び校内L A Nの整備等への迅速な対応が成されたことが評価される。
--	------------------	----------	--	---

《誰もがいつでも気軽に学べるまち》

指標名	(H27) 現状値	(R2) 目標値	(R2) 実績値	進捗状況
生涯学習講座・教室参加人数	371	増加	-	C
社会体育施設及びイベント参加人数	343, 375	350, 000	311, 115	B

進捗状況 : A・・・予定をはるかに上回る B・・・概ね予定どおり C・・・予定より遅れている

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(1) 誰もがいつでも気軽に学べるまち	① 生涯学習の充実	1 (2)	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種講座・教室を中止した。 団体等からの派遣要請により、職員が講師となる出前講座を随時開催した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各種講座・教室を開催することが困難な状況であった。 出前講座の活用については、人気がある講座ばかりに派遣依頼が集中する傾向がある。 ● 講座や教室については、より実施効果を上げるため、内容と対象者を絞るなど工夫し実施していく。また、町民ニーズを把握し、町民が求める講座・教室の開催を検討する。 出前講座については、利用拡大を図るため、講座内容をホームページや広報紙を通じ広く周知する。	コロナ禍において従前の各種講座等が中止されたが、今後これまでの取り組みについてニーズ調査等を踏まえ、再構成されることで、効果的な生涯学習の学びの機会が設定されていることが求められる。
	② 文化芸術活動の振興	3 (3)	○ 文化団体の活動を促進し、町民の創作意欲の高揚を図るとともに、広く創作発表と鑑賞の機会を提供するため、芸術祭を開催している。 町民に身近な場所である地域交流センターで、定期的に気軽にコンサートや講演、文化活動作品に触れる機会と音楽家等の発表の機会を提供している。 ➡ NPO法人文化協会に加盟している団体や会員の高齢化と減少により、芸術祭への出展者や出演者が年々減少している。NPO法人文化協会から上記理由により、現状では、次年度以降は例年どおりの開催が困難であるとの申し出があった。 また、定期的に音楽会やカレッジ、古典芸能鑑賞会を開催しているが、来場者数が伸び悩んでいる。 ● 芸術祭は次年度以降の実施方法について思案していく。特に若い世代の参画や人材育成を促進する必要がある。 定期的に開催している音楽会やカレッジ等についても新たな来場者へアプローチするため、広報の方法や企画を再度見直す。	町民の文化活動支援について、様々な企画がなされ工夫されていることについて評価される。 一方、今後広く町民の生涯学習に資する活動とするために、日常的で多様な活動が、町民の手で自治的に運営されることを支援する仕組みづくりが求められる。

中項目	小項目	達成度	点検・評価	意見等
(1) 誰もがいつでも気軽に学べるまち	④ 図書館の充実	3 (4)	○ 清水町こども読書活動推進計画を推進するため、読書習慣づくりやブックスタート事業等を実施し、地域や学校、家庭と連携した読書環境の整備に努めた。 読書の普及を図るため、館内展示を定期的を実施するとともに、各種講座を開催し、図書館利用者の読書意欲の向上を図った。 毎月保健センターで行われる1歳半の健診時にブックスタート事業を実施し、読み聞かせの楽しさを伝えるとともに、毎月2回図書館内で乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせ教室を開催した。 読み聞かせや紙芝居制作のボランティア団体育成のため、団体活動への支援や活動の場所を提供した。 町内の大型書店と連携協定を締結し、書店売上ランキングや書店のおすすめ本を図書館やホームページなどへ掲載し、地域の読書活動を促進した。 ➡ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座等の取組を計画どおり開催することが困難な状況であった。 複合施設のメリットを生かし、保健センターとの連携事業や新たなソフト事業を積極的に実施していく必要がある。 ● ホームページをリニューアルし広報紙、チラシなどで図書館が主催する各種講座を周知して、多くの町民に読書の楽しさ・面白さを体験してもらう。 図書館ボランティアの育成のため、今後も各種団体と連携を図るとともに活躍の場を提供していく。 積極的かつ正確なレファレンスを行うことにより、利用者の要望に応え、同時に図書館の魅力をアピールする。 清水町こども読書活動指針計画の進捗状況を確認するため、検証を行い具体的な方策について協議する。	新図書館（保健センター併設）の完成により、ブックスタート事業等が企画され、幼少の頃より図書に親しむ環境作りを構想されていることが評価される。 特に保健センターを併設することにより、子どもにとっては幼少の頃より図書に親しむことが期待され、生涯学習の基礎作りに役立つものと捉えられる。 また、保護者にとっては、子育て支援の場となる可能性が高まる。特に愛着形成においては、子どもの健全な自尊感情を支援、保護者の育児不安を解消することにより、大きな効果も期待される。 町民の文化拠点となるような設計と運営が求められる。
	⑤ 人材の発掘、育成、活用	3 (3)	○ 泉のまちインストラクター（生涯学習人材バンク）の募集及び登録を行った。 ➡ 泉のまちインストラクターの募集及び登録について、講師からの申し込みはあるが、その後の活用ができていない状況である。 ● 講師の登録方法や登録者は、ホームページや冊子により町民へ周知を図っているが、年に1、2人の登録者があるというのが現状である。 また、インストラクターの活用がされていないことから今後、泉のまちインストラクターの在り方について検討していく。	今後の町の魅力化を進め、住みよい町「清水町」を創造するために人材の発掘、育成、活用は欠かせない取り組みである。その意味で「泉のまちインストラクター」（生涯学習人材バンク）の取り組みも評価される。 今後、町民や学校・園の困り感（ニーズ）に応じた人材育成等、具体的な課題解決型の人材発掘や育成、活用が求められる（例えば、学校運営協議会（CS）における学校支援ボランティア等）。子育て支援や文化・スポーツ活動の活性化による「幸せの多い町づくり」の推進が期待される。

※（ ）及び意見等は清水町教育委員会事務等点検・評価委員からの点検・評価